

平成 20 年 1 1 月 2 1 日 (金曜日) 第 4 回定例会

出席議員 (17 名)

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	石 山 忠	議員
3 番	辻 登 代 子	議員	4 番	工 藤 吉 雄	議員
5 番	杉 沼 孝 司	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	木 村 寿 太 郎	議員	8 番	鴨 田 俊 廣	議員
9 番	佐 藤 毅	議員	11 番	鈴 木 賢 也	議員
12 番	松 田 孝	議員	13 番	新 宮 征 一	議員
14 番	高 橋 勝 文	議員	15 番	佐 藤 暘 子	議員
16 番	川 越 孝 男	議員	17 番	那 須 稔	議員
18 番	石 川 忠 義	議員			

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 副 市 長
大 沼 保 義 教 育 委 員 長	片 桐 久 之 選 挙 管 理 委 員 会 長
芳 賀 靖 夫 農 業 委 員 会 会 長	那 須 義 行 総 務 課 長 (併 選 挙 管 理 委 員 会 長)
菅 野 英 行 総 合 政 策 課 長	丹 野 敏 晴 総 務 局 長
奥 山 健 一 総 合 政 策 課 行 財 政 改 革 推 進 室 長	尾 形 清 一 総 合 政 策 課 財 務 室 長
熊 谷 英 昭 税 務 課 長	安 彦 浩 総 合 政 策 課 企 業 立 地 推 進 室 長
柏 倉 隆 夫 建 設 課 長	犬 飼 弘 一 市 民 生 活 課 長
山 田 敏 彦 花 緑 世 せ ら ぎ 推 進 課 長	犬 飼 一 好 建 設 課 長
安 孫 子 政 一 農 林 課 長	佐 藤 昭 都 市 整 備 室 長
秋 場 元 健 康 福 祉 課 長	犬 飼 一 好 下 水 道 課 長
那 須 勝 一 水 道 事 業 所 長	犬 飼 一 好 商 工 観 光 課 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	鈴 木 英 雄 会 計 管 理 者 長 (兼) 会 計 課 長
高 橋 利 昌 学 校 教 育 課 長	今 野 要 一 病 院 事 務 長
片 桐 久 志 監 査 委 員	兼 子 善 男 学 校 教 育 課 長
清 野 健 農 業 委 員 会 長	工 藤 恒 雄 生 涯 学 習 課 長
	兼 子 良 一 入 振 監 査 務 局 長

事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長	荒 木 信 行 局 長 補 佐
渡 辺 秀 行 総 務 主 査	大 沼 秀 彦 議 事 主 査

平成 20 年 12 月第 4 回定例会

議事日程第 2 号

平成 2 0 年 1 1 月 2 1 日 (金曜日)

第 4 回定例会

午前 9 時 3 0 分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 2 号に同じ

再 開 午前 9 時 3 0 分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 2 号によって進めてまいります。

一 般 質 問

伊藤忠男議長 日程第 1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、一議員につき答弁時間を含め 60 分以内とし、質問回数は 4 回までとなっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえ、簡潔にして適切に答弁されますよう要望いたします。

一般質問通告書

平成 20 年 11 月 21 日 (金)

(第 4 回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	地球温暖化について	市民の具体的な行動をとる方策について 家庭でできる省エネの評価表の配布について 住宅用太陽光発電システムの補助制度の検討について	3 番 辻 登 代 子	市 長
2	寒河江市の食育推進について	寒河江市の食育推進計画について 市民の食生活と健康づくりについて 市民の食への意識啓発について	5 番 杉 沼 孝 司	市 長
3	市長の政治姿勢について	寒河江市長としての 6 期 24 年間でどのように総括されるのか、その成果と反省点について 新市長となられる方に何を引き継ぎ、何を求めるのか	15 番 佐 藤 暘 子	市 長
4	国保税について	国保税滞納者への資格証明書の発行について		市 長
5	平成 21 年度に向けて	厳しい経済情勢の中での平成 21 年度の財政見通しについて 継続的事業への考え方について	2 番 石 山 忠	市 長

辻 登代子議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 1 番について、3 番辻登代子議員。

〔3 番 辻 登代子議員 登壇〕

辻 登代子議員 おはようございます。

このたび24年余りの長きにわたり、粉骨砕身、市政に頑張ってもらえた市長が勇退されることに一抹の寂しさを感じている私です。

私は、議員になって1年半ですが、その間、素晴らしい経験をさせていただきながら、緑政会の一員として心から応援させていただきました。

寒河江市は、まさに市長が目指してきた「美しい都市」になっていると思います。これからは健康に十分気をつけられ、いつまでも御健勝であられることを心から願っております。

市長に対する一般質問は、今回で最後になり、記念すべき日となりますので、一生懸命頑張りたいと思います。

通告番号 1 番、地球温暖化についてお伺いいたします。

地球温暖化がもたらす悪影響が現実を帯び、早期実現が必要とされている昨今、まさに地球全体で取り組むべき問題となっております。

地球温暖化とは、私たちが生活するために使用される石油、ガス、電気、水道から出るエネルギーにより、大気中に放出される二酸化炭素により起こるもので、地球の温度が上がることであります。二酸化炭素放出量が増加し続けると、健康や食、生態系等、地球のあらゆる分野において悪影響を及ぼす事態になってまいります。

現在、日本人が出す 1 人当たりの二酸化炭素の量は、1950年と1994年を比較すると7倍以上になっており、日本は世界で4番目に二酸化炭素排出国であり、その中に私たちの家庭から出るのも含み、1世帯当たりの排出量は、1年間に約5.3トンで、日本の排出量のうち35%を占めていると言われております。

近年、温室効果ガスが増加し続け、地球の気温が上昇し、日本の平均気温はここ100年で約1度上昇しております。国連の気候変動に関する報告書によると、過去50年間の気温上昇ペースは、過去100年のほぼ倍になっており、日本ではっきりあらわれるのは2050年以降と言われております。

温暖化は、今や我々にとって重大な関心事であります。私たちがこれまでと同じように大量のエネルギーを消費し、その多くを化石燃料に頼っていくとすれば、大気中の二酸化炭素が増加し続けることは間違いないとされております。

地球温暖化が進むに従い、世界各地で異常高温、熱波、干ばつ、大雨などが起こり、被害を受けているところが圧倒的に多くなっていると世界気象機関が2007年に報告しておりますが、最も深刻な問題の一つは、飲料水や農業用水などの水不足で、農作物に悪影響を与えることであり、果樹の生産地の変化により、栽培方法を工夫したり、栽培種を変えたりする対応に迫られ、負担が大きくなってまいります。

また、日本人にとって最も重要な米は、品質の低下や収量の減少する可能性が高いと危ぶまれております。2007年の夏に日本各地で40度を記録し、熱中症で倒れる人が続発しております。2100年には、

気温が4.8度上がるとされており、熱中症で死亡する可能性は2倍から5倍に高まると予想されております。

また、日本で心配される熱帯性の感染症はマラリア、日本脳炎、デング熱などであります。国でも低炭素革命と位置づけ、2050年までの温室効果ガスの削減目標が打ち出され、現状の60%から80%を削減すべく対応しているところであります。

2010年には基準年に比べてマイナス0.8%から1.8%まで排出量を削減し、これに森林吸収源、京都メカニズムをあわせて6%の削減が達成されると言われております。

産業部門での排出削減は、かなり進んでおりますが、今後は、運輸、オフィス、家庭部門での対策が必要となっております。そのため、国民一人一人の取り組みが必要とされ、政府はクールビズの奨励やチームマイナス6%の国民運動を進め、1人1日1キログラムの二酸化炭素の削減を呼びかけており、国の重要な政策になっております。

本市においても6月20日の市報に掲載し、地球温暖化防止活動を呼びかけておりますが、平成6年の寒河江せせらぎ宣言を堅持するためにも、市民がもっと具体的な行動がとれるよう方策をどのように考えるのか、あるいは自分を自分で評価できるような家庭における通知表を配布するなど、工夫してはどうか。

また、住宅用太陽光発電システムが、従来のもものよりも改良が進み、代替エネルギーとして注目されていると聞いておりますが、普及促進を図る方策として、推進するための補助制度を検討してはどうか、以上の点について市長の考えをお伺いいたします。

一人一人、1家庭がこの活動に参加すれば、きっと将来に向けて環境が守られるものと考えております。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

地球温暖化防止、これは今全世界が挙げて、先進国であろうが、中進国であろうが、後進国であろうが、取り組んでおまして、いろいろなサミット等を通じまして議論がなされているところでございまして、今議員がおっしゃるように、国際的に取り組まれておるわけでございまして、我が国におきましても、温室効果ガス排出量6%削減というようなものを目標に種々の取り組みがなされているわけでございまして、目標の達成のためには、温室効果ガスの総排出量を抑制するということはもちろん、森林の吸収源対策というようなものにも取り組んでいかなければならない、そういった面での目標達成を民間団体、あるいは企業、行政、そして国民挙げて一体となって取り組まなければならないことはおっしゃるとおりだろうと、このように思います。

そして、具体的な取り組みについてでございますけれども、本市におきましても、生活スタイルというのを見直しまして、省資源化を進めることが重要と考えておるわけでございまして、これまでも省エネ、それから省資源に関しての事業を行ってきたところでございます。

当市役所庁内におきましては、冷房温度というものを28度に設定することや、エコスタイルの実施など、率先して地球温暖化防止活動を実施しておるわけでございます。

また、市民にありましても、環境に優しい生活スタイルの実践というものを目指しまして、冷暖房の温度設定の適正な使用、そして不必要な照明は小まめに消すこと、洗顔時の、顔を洗うときのシャ

ワーを出しっ放ししないとか、あるいは冷蔵庫に詰め込み過ぎない、洗濯物はまとめて洗う、家庭における省エネ活動、それから包装は簡易にすること等々、そして使い捨て商品を使用しないことを初め、いろいろな対策を講じなければならないと考えております。

ごみの排出量の削減はもちろんでございますし、エコドライブの推進など、市民にわかりやすい形で具体的な啓発活動というものを行って、市民意識の高揚を図ってまいらなければならないと考えております。

御質問の省エネの自己評価の取り組みでございますが、現在、山形県において、もったいないやまがたエコチャレンジキャンペーンということと、それから家庭の省エネチェックシートの二つというものを、チェックシートを使った取り組みを行っております。御案内かと思いますが、このキャンペーン等では、具体的な数値などが記載された家庭の省エネチェックシートが参加者に配布され、チェックシートの内容は、そのまま自己評価に使用できるものでございます。

市といたしましては、県の行っているキャンペーンを6月20日号と7月5日号の市報に掲載いたしまして、市民に伝えております。また、市役所や地区の公民館の窓口に応じ用紙というものを置いて、市民にPRをいたしました。現在のところ、30件の申し込みとなっておりますが、十分に周知されたものとは思っておりませんので、さらに、徹底するように市民にPRしてまいりたいと、このように考えております。

次に、住宅用の太陽光発電システムへの補助制度についてでございます。

テレビや新聞等でも報じられておりますように、今年度の国の補正予算審議の中で、今年度から補助制度が復活いたしました。1キロワット当たり7万円の補助が実施される運びとなっております。一般家庭では、約3.5キロワットで、約25万円の補助になる見込みでございます。この補助制度は、来年度も概算要求されておるようでございます。

国の補助金の受け皿となりますところの、全国一本の団体が、公募によりまして10月末に決定いたしました。そして、現在は11月25日を締め切りといたしまして、各都道府県の窓口となるところの団体を公募しております。したがって、補助金を受けようとする方は、この県の窓口団体に申請いたしましたして、手続をすることになるわけでございます。

このように、国の補助制度というものが確定したことから、本市独自の補助制度というような考えはどうかということになるかと思っておりますけれども、市独自では持っておらず、今後は国の補助制度を多くの市民が活用できるように広報してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

伊藤忠男議長 辻議員。

○辻 登代子議員 御答弁ありがとうございました。1問に対する御答弁本当にありがとうございました。

寒河江市におきましても、いろいろな温暖化対策に対して一生懸命なさっていただくとということが十分わかったわけでありまして、私たち主婦の立場といたしましても、地球温暖化、炭素排出削減をこれからも常に心がけていきたいと思っております。今までむだに使っていた電気、ガス、水道などをもったいないという心を常に持ち、習慣づけていきたいと思っておりますので、今後とも行政の御協力を得られるよう望むところであります。

また、住宅用太陽光発電システムにつきましても、国の予算が導入されていることをもっともっと

市民に広くアピールして周知していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、第2問に入らせていただきたいと思います。

第1問の家庭における通知表に関して、買い物時に使うエコバッグは、温暖化対策の一つとして各自治体でも推進し、大きな効果を得ていると聞いております。

レジ袋は、年間305億枚、国民1人当たりになると約300枚消費されており、これを削減することができれば、石油の消費量が少なくなり、資源の節約や温暖化の防止に役立つと言われております。

本市では温暖化対策として、平成3年に消費生活研究会と市内のスーパー代表者が話し合い、トレイや牛乳パックの回収に取り組み、平成12年からはエコバッグの推進などが行われております。

しかしながら、その後のエコバッグの持参率はどのぐらいなのかといったことに関しましては、余り検証されていないように思われます。私たちが生活している中で、身近にできるようなことを習慣づけることに関しても、行政の協力がなければ定着しないように思われます。

そこで、エコバッグの普及に関する今後の市の取り組みについてお伺いいたし、第2問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 ただいまおっしゃられましたように、平成3年度から消費生活研究会と、それから市の衛生組合連合会を中心といたしまして、マイバッグ持参運動、これに先進的に取り組んできたこと、このように思っておりますし、その効果というのはそれなりにあったのではなかろうかなど、このように思います。

そういうことから、ことしの7月に家庭から出されるごみの中のレジ袋の混入率というものを調査いたしました。さらに、9月には市内の一部のスーパー等でマイバッグの持参率を調査しております。そのときの持参率の平均は5割を超えるものようでございまして、中には6割を超える店もあったようでございます。

さらに、マイバッグ持参率を上げるために、商店の方と意見交換を行ったところでございます。いろいろ多くの意見が出されたところでございます。

そこで、このマイバッグ持参率をさらに上げるための取り組みといたしまして、レジ袋の有料化も含めまして、市民の幅広い意見というものを聞いて検討するため、年内に市民へのアンケート調査というものを実施してまいりたいとこのように考えておるところでございます。

以上です。

伊藤忠男議長 辻議員。

○辻 登代子議員 本市の方でも今後、ことし中にアンケートなどを取り寄せて、市民に対する、いろいろな意見を聞きながらやっていただけてというお返事、本当にありがとうございます。

温暖化対策に対する削減方法といたしましては、エコバッグの推進事業も大変重要な問題になりますので、今後とも行政の力をお願いしたいというふうに思っております。

私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

杉沼孝司議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 2 番について、5 番杉沼孝司議員。

〔 5 番 杉沼孝司議員 登壇 〕

杉沼孝司議員 おはようございます。

初めに、佐藤市長には、花・緑・せせらぎでつくる自然あふれる美しいまちづくりと、長年の懸案であった駅前整備事業等大きな事業をなし遂げていただき、寒河江市の発展のため、24年間誠心誠意努力していただきましたことに対し深く感謝申しあげたいと思います。

さて、私は、緑政会の一員として議員活動の中で多くの市民から寄せられた意見について、通告番号に従い、一般質問に入らせていただきます。

通告番号 2 番、寒河江市の食育推進計画について伺います。

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるようにするため、国民運動として食育を総合的、計画的に推進することを目的に、平成17年7月に食育基本法が施行されました。

食育とは、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育のもととなるべきもの、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な生活を実践することができる人間を育てることと考えられます。

山形県では、「夢未来やまがた食育計画」県民アクションプログラムを策定し、食育県民運動を進めている。基本法の中で、都道府県食育推進計画を基本として、市町村も食育推進計画を策定し、実施する責務を有するとあるが、当寒河江市の食育推進計画等についてどのように進んでいるのか、市長の所見を伺いたいと思います。

次に、市民の食生活と健康づくりについて伺います。

近年のライフスタイルの変化等から、食生活に起因すると考えられる若い女性の低体重や成人肥満などが課題となっており、また、山形県の3歳児の虫歯保有率が全国ワースト10に入っているほど高いなどは、過度の間食や偏食等が原因となっていると聞くと、食生活と将来にわたって健康な生活を営むための歯の健康のために、当市の3歳児の虫歯保有率はどのような状況になっているのかお伺いいたします。

近年、連日のように汚染米、輸入野菜の基準値を越す残留農薬、食品の偽装事件が後を絶たず発生している。生涯の健康を守り、豊かな生活を送るためには、ポジティブリスト、生産者の顔が見える間違いのない安全・安心な食品、農産物の生産提供が必要不可欠である。

当市の基幹産業である農業の振興を図る上でも、地産地消の取り組みは推進していると思うが、学校給食等に対するジャガイモやタマネギ等、地場産野菜の使用状況は何%になっているのかお伺いしたい。

次に、市民の食への意識啓発について伺います。

市内には、アグリランド等、産直施設が数多くあり、対面販売等、生産者の顔が見える販売に努めています。市内の大型スーパー等の陳列棚を見ると、外国産や他県産の農産物商品が大半を占めております。とても生産者や製造者の顔が見えるものではありません。

今、中食や外食の拡大等により、生産者の顔、食材、料理をつくる人の手間といった食の背景が見えにくくなっていると言われております。食育を進める上で、食育の重要性についての認識を深めるための情報を市民に提供し、市民の食への意識啓発を図る必要があると思います。保育所や学校、地域へはどのような取り組みをしているのかお伺いし、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、食育推進計画策定の点でございます。

議員からも今おっしゃられましたように、健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与するということを目的とした食育基本法が、平成17年7月に施行されておるわけでございます。

国では、法に定めた基本理念に基づく食育推進基本計画を作成しております。また、県におきましては、御指摘のように、国の基本計画を基本といたしまして、平成18年12月に都道府県食育推進計画である夢未来やまがた食育計画というものを作成しているわけでございます。

市町村の食育推進計画は、国及び県の食育推進計画を基本として、市におけるところの食育の推進に関する施策を内容としたところの計画を作成するように努めなければならないと、こういうことにされておるわけでございます。御指摘のとおりでございます。

県内の状況を見ますと、作成済みは6市町という状況でございます。本市におきましては、現在市内の各課で計画の方向性というものを検討しているところでございまして、来年度中にはその原案作成に向けて取り組んでまいりたいと、このように思っております。

それから、3歳児の虫歯の保有率の状況についても質問がございました。

健康の基本は正しい食習慣、バランスのとれた食事からなるところの毎日の食生活にあると思っております。中でも食事をおいしく食べ、健康に過ごすためには、虫歯になりにくいところの丈夫な歯をつくり、保つことが大切だと、このように思います。

乳歯は妊娠のごく初期にでき始めまして、永久歯も妊婦の後半にはつくられ始め、ほとんどが胎児期につくられるようでございます。そんなことから、母親の食生活が生まれてくる子どもへの歯質、歯の質に大きく影響してきますので、妊娠中は丈夫な歯をつくるために必要な栄養というものを十分とることが重要でございます。

また、虫歯予防には、歯みがきも大事ではございますけれども、食事の仕方なども関係してまいりますので、歯の健康については母子健康手帳交付時や、育児教室などの機会をとらえて指導を行っておるところでございます。

本市におきましては、1歳6カ月児健康診断時と、3歳児の健診時に歯科健診を実施しておりまして、同時に虫歯予防にフッ素塗布を行っておるわけでございます。また、6月4日、虫歯の日に始まるころの歯の衛生週間の1日を、乳幼児を対象としたところの無料歯科健診日としまして、虫歯予防に努めておるところでございます。

3歳児の虫歯保有率についてお尋ねがございましたが、平成19年度において、県は35.7%、本市が33.1%と、県内35市町村中、保有率の少ない順位では8番目となっております。国の水準から見れば、まだまだ高い保有率となっておりますので、健康な歯づくりのためにも食事の内容や食事の仕方など、正しい食生活の普及推進に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

それから、学校給食に対すところの地場産の野菜の使用状況についての御質問がございました。

ことしの第2回定例会で12番議員にもお答え申したところでございますけれども、現在、学校や病院においては地元産の農産物を優先的に使用しております。特に、学校の米飯給食につきましては、地元産米はえぬき一等米だけを使用しているところでございます。そのため、標準米価格と一等米価格の差額を市で負担しておるとい状況にございます。

次に、ジャガイモとかタマネギの地場産野菜の使用状況ということでございますが、ジャガイモが9.9%、タマネギはゼロでございます。ただし、すべて国産品を使用しておるとい状況にございます。

それから、市民の食への意識啓発についてでございますが、食への安全・安心ということは、今大きな課題となって取り組まれておるわけでございますけれども、農業と物産まつりでの地元農産物の直売や地産地消コーナーの設置などを通じまして、安全な地元農産物の消費拡大に努めるとともに、西村山各市町と、県、それからJA農協とでさがえ西村山農産物安心・安全対策推進会議というものを組織いたしまして、安全対策に向けた広報宣伝活動の徹底やら、食と農の交流会での地元農産物を使った新たな食の開発と普及に努めているところでございます。

今後におきましても、これらの取り組みというものをさらに推進してまいりたいと思っております。

それから、食への意識啓発でございますけれども、現在、日本人の死因はがん、それから心臓病、脳卒中などの生活習慣病というのが多く占めておるわけございまして、健康づくりを進める上におきましては、食生活、それから運動、休養、禁煙、歯の健康など、生活習慣というものを改善することが大切になってきております。

そのため、本市においては、その予防を目的とした市民健康講座というものを開催いたしまして、食事のバランスガイドを使つての講話や、それから減塩についての調理実習というようなものを通して、食生活にかかわる健康づくりを行つておるところでございます。

また、乳幼児の時期からの生活習慣が大切なことから、乳幼児を持つ母親などを対象に、食を通した親子の触れ合いをテーマにした育児教室なども開催しております。

そのほか、地域における健康づくりの担い手となっておりますところの食生活改善推進員、100名ほどいらっしゃるわけでございますけれども、私たちの健康というものは、私たちの手で作るといいうスローガンのもとに、食生活を通した健康づくり活動を行つておるわけでございます。

平成19年度は、柴橋と高松地区で健康な食生活についての伝達講習会や醍醐小学校での親子食育教室、それからハートフルセンターで行われました郷土食伝承料理教室、それから男性のための食生活講座などを開催しております。

今後は食生活改善推進員の育成に努め、地域での食生活の改善を推進し、さらには、市報などへの食生活と健康づくりをテーマとした特集記事の掲載やら、あるいは地域などに出向いての食に関する出前講座の開催など、教育、健康、農業関係、それぞれの分野と連携を図りながら、事業の充実を図り、市民の食への情報提供と啓発活動というものに努めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

伊藤忠男議長 杉沼議員。

杉沼孝司議員 御答弁ありがとうございました。

食育推進計画について、来年度中に作成とのお答えをいただきましたが、既に作成済みの推進活動中の市町が6市町ほどあるというふうなお答えであります。平成20年度、平成21年度には相当数の

市町村が作成されるような状況ではないのでしょうか。

市民がより健康で健全な生活の向上を図るために、より多くの市民が、特に若い女性や若いお母さん方が気軽に参加できるような計画を早期に作成して実施されるよう強く要望いたします。

次に、子どもの歯は丈夫な歯もそうでない歯もお母さんの胎内で作られるということがお答えによりよくわかりました。子どもの健康で丈夫な歯をつくることは、将来の健康を守ることになり、将来の医療費の削減にもつながるのではないかと思います。虫歯予防にはお母さんの妊娠中の健康管理が重要で、特にカルシウムなどの摂取が非常に大事なのかなというふうに思います。妊娠中の健康教室等をも通じて、早くから乳幼児期の虫歯予防にもっと関心を持ってもらい、3歳児の虫歯保有率も少ない方から県内トップになるような運動を進められるように強く要望いたしたいと思います。

次に、地産地消の推進拡大等から学校給食について、地場産野菜を優先的に使用しているということですが、お答えによりますと、ジャガイモやタマネギの使用については9.9%や0%というのでは非常に残念だなと言わざるを得ません。

栽培や保存も比較的簡単なジャガイモやタマネギ等は、生産者の協力も得やすいのではないかと思います。端境期もありますが、せめて地場産ものを50%ぐらいは使用されるよう、関係機関や生産者との協議なり、努力をしていただくように強く要望いたしたいと思います。

次に、市民の食の意識啓発についてであります。お答えによりますと、市民の健康づくりを進めるために、生活習慣病の予防を目的に、市民健康講座や調理実習、食に関する親子育児教室の開催等、多種にわたる事業の推進に感謝申し上げたいと思います。

しかしながら、がん、心臓病、脳卒中などの三大成人病、これらによる死因が依然として減少しない状況にあるようですので、食生活改善推進員の育成、拡大、これらにより、また活発な活動により、食生活の改善をさらに推進し、市民が明るく朗らかで健康な生活ができるよう、なお一層の事業推進に努めていただきたく要望したいと思います。

私の質問を終わります。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 食育推進計画策定でございますけれども、先ほど答弁申しあげましたように、関係課で内部の、庁内の原案をつくっていくということで、今現在鋭意頑張っておるわけでございまして、その後、今度外部に向けての委員会といいますか、あるいはそういう形のものを立ち上げて、それらに諮問して、そして答申を得て計画というものに立ち上げたいと、このように思っているわけでございますので、鋭意努力してまいりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、子どもの虫歯にしましても、あるいは健康な歯をつくるということにしましても、やっぱり先ほど申しあげましたように、母親の胎内にあったときから形成されていくということでございますから、やっぱり母親の健康、これが大切だなと、このように思っております。

ですから、子どもが虫歯になってからというわけではなくて、母親からの健康というものを大切にしたところの母親教育といいますか、母親の理解を求めるような講習会とか、あるいは勉強会とか、いろいろそういうものにも力を入れていかななくてはならないなと、このように特に感ずるところでございます。

それから、地場産の野菜でございますけれども、先ほどジャガイモとタマネギ、これ地場産の生産率というのが、また使用率というのが非常に低いと、こういうことでございますから、これどうい

ようにジャガイモ、それからタマネギはゼロに近いということでございます。全く自家消費程度にしか本市ではつくられていないのではなからうかなと、このように思っておりますが、その辺の原因を農協なり、あるいは生産者の方々との十分な意見を交換して、土壌の関係がどうなのかとか、あるいは割が合わなかったことから、生産に踏み切られていないのかなと、このようなことも十分、あるいは販売網がどうなのかというようなことも考えあわせまして、これから関係機関と検討を進めていきたいと、このように思っております。

いろいろ給食等には、いわゆるジャガイモとかタマネギ使われておるわけでございますので、できるだけ市内で生産されたものが消費されるような方向が望ましいと、このように思っておるわけでございます。

それから、食生活改善推進、この役目の重みというものは、非常に重要なものになってきておると私も認識しておるわけございまして、そういう観点から、なおなお連携を強め、あるいはお互いに情報を提供し合いながら、食生活改善推進員の活動が活発になるように持っていきたいと、このように思っておるところでございます。

以上です。

佐藤暘子議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 3 番、4 番について、15 番佐藤暘子議員。

〔 15 番 佐藤暘子議員 登壇 〕

佐藤暘子議員 おはようございます。

このたびの質問に当たりまして、通告しておりました市長の政治姿勢についての二つ目の項目については、今議場でこの質問にふさわしくないという判断をいたしまして、質問をしないことにいたしましたので、御了承いただきたいと思います。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

私は日本共産党を代表し、今議会限りで勇退を表明された佐藤市長に最後の一般質問をさせていただきます。

佐藤市長は、6 期 24 年間、四半世紀にわたり市長の任につかれ、その職務を全うされました。立場こそ違え、重責を担いながら市政のために尽力されたことに敬意を表するところです。

9 月議会で、市長が次期市長選には立候補しないと答弁された中で残夢を味わうという言葉を使われました。24 年間政務に専心され、これからが市長にとっては好きなことができる自分の時間になるのだらうなと思ったところです。

私が、議員としてこの議場に立つようになってから 18 年間、議会のたびごとに市長とはさまざまな問題について議論を闘わせ、真剣勝負をしてきました。なかなか議論がかみ合わず、市長を怒らせてしまったり、私自身も悔しい思いやむなししい思いを何度もしてきました。

しかし、この論戦の一つ一つは、4 万 3,000 市民を背後にした切実で大切なことばかりだったと思います。今議会は、市長との最後の真剣勝負になりますので、気を引き締めてまいりたいと思います。市長の誠意ある答弁を求めるものです。

まず初めに、寒河江市長としての 6 期 24 年間を市民の立場で総括し、その成果、反省点などについて市長の考えをお伺いいたします。

市長は、次期市長選へ出馬しない意向を述べられた中で、6 期 24 年間の市長として取り組んでこられたまちづくりについて、新第 3 次振興計画を策定し、情報に強いカラフルな都市を掲げて日本一のさくらんぼの里を目指し、挑戦してきたことや、第 4 次振興計画においては、美しい交流拠点都市寒河江の実現に向けて、花と緑・せせらぎで彩るまちづくりに努力してきたこと、その象徴としての花咲かフェアは、県内外の観客を迎え、さくらんぼと一体となって莫大な波及効果を発揮してきたと述べられております。

さらに、道路網の整備、工業団地整備とそれに伴う企業誘致など、まちは活性化し、輝かしい実績と未来への展望が開けると自信に満ちた心境が語られました。

市長は、6 期 24 年の市政運営は誤りのない、市民に支持され理解をされている運営だったと考えておられるようですが、もし反省点があるとすれば、どんなところかお伺いをいたします。

次に、市民の立場から見た佐藤市政の 24 年を大まかに総括し、意見を述べたいと思います。

市民には、佐藤市政の 24 年をすばらしい実績を残されたと評価する声と、反面華々しく日の当たるステージの陰でくすぶっている市民のうっせきした声とがあることを市長は御存じでしょうか。

その一つに、民意が反映されないことが上げられると思います。まちづくりの基本となるべき振興計画や各種事業計画などの作成に当たっては、審議委員会などを設置して各界各層の代表者の意見を伺った上で作成するのだから、民意は反映されていると市長はこれまでの質問に答弁されてきました。

一昨年(2019年)の12月、日本共産党寒河江市議団は、市民8,000世帯に対し無差別にアンケート調査をしましたが、配布した数の1割、約800名の市民が回答を寄せてくれました。この内容と結果については、以前詳細に紹介しましたので、市長も御存じのとおりですが、市政に対する評価についての設問では、不満と答えた人が47%、意見が届かないが28.1%、よく頑張っているが7.2%、まあまあ頑張っているが6.5%、その他が11%になっています。

市民が不満、意見が通らないと答えている中の主な理由に、入場無料で実施している花咲かフェア、カヌー競技場の建設、チェリーランド、神輿会館、中学校給食が実施されないなどを上げています。これらについてアンケートの書き込みには、わけのわからないハード面に金を使い過ぎている、税金をつぎ込む必要がある事業なのか市民の意見を聞いてほしい、優先順位を考えて市民のために税金を使ってほしいなど、さまざまな意見が書き込まれていました。

さらに、まちづくり、むらづくりなど、市民みずからのまちをどうしていくかを考えさせる施策が必要、まちづくりは市が考える部分はあると思うが、市民の考えをもとにしないといけないのではないかとといった意見や、市としてアンケートなどで民意を集約してほしいなどの書き込みがありました。

アンケートの中で、寒河江市に今一番取り組んでもらいたいことについての設問の中で、断トツに多かったのは高齢者福祉でした。次に多かったのが医療の充実、子育て支援となっており、市民は箱物や大型事業よりも除雪対策や生活道路の整備など、安心して過ごせるまち、安心して働ける環境を重視したまちづくりを求めていることがうかがえます。

この点でも、市長の進めてきた華々しい大型事業やイベント中心の事業などと住民の意識には大きな乖離があったと考えられます。さらに、中学校給食については、議会も含めて寒河江市は民意を無視してきたこととなります。

このたびの市長選に当たり、中学校給食を進める会では、今立候補を表明している2人の予定候補者に中学校給食についての公開質問状を出しました。お二人の予定候補者から回答が寄せられてきましたが、お二人とも市民と接する中で中学校給食への要望が予想以上に多いことを率直に認め、中学校給食を実施すると述べておられます。

これまでも、給食への要望は議会や当局によって消されても、消されても、決して消えることなく続いています。佐藤市政は、これら住民の民意を反映してこなかったと言わざるを得ません。

次に、財政について申し上げます。

市長が就任されたのは、1985年、昭和60年です。この時点の寒河江市の普通会計の市債残高は73億5,745万円で、普通会計の決算額78億4,955万9,000円とほぼ同額です。

ところが、平成6年からは市債が決算額を上回り、平成19年度では212億円で、市長就任当時と比べると約3倍になっています。市長はこれらの市債について、将来を考えての先行投資であり、財産として残っていくものと言い、市債の返済については計画的に返済をしていくとしています。

しかし、平成19年度の実質公債費比率は、19.4%と県内13市の中では、新庄市、長井市に次ぐ4番目の高い比率となっており、経常収支比率も98.1%を超えており、市財政は危機的な状況となっています。

その後、徐々に改善していく見込みだとはいうものの、市民生活に与えた不安や影響は大きなものがあります。

日本共産党は、これまで何度となく佐藤市政のあり方に市民の立場から改善や見直しを求め、提言も行ってきました。大方の市民も莫大な事業費を費やして費用対効果が見込めず、将来にわたり維持費の負担がついて回る多目的水面広場や市税をつぎ込み入場無料で実施している花咲かフェアなどには批判的な見方をしています。

新しく市長になられる方に対しても、私たち日本共産党はこれまでと同様に市民の要求や願いを実現する立場に立ち、中学校給食の実施や高齢者福祉や医療の充実、子育て支援、農業や商工業への直接支援などを求め、市民の暮らし最優先の市政を求め奮闘していくことを表明し、第1問といたします。

次に、国保税について、国保税滞納者への資格証明書の発行について伺います。

国保税については、これまでも何度となく取り上げてまいりました。国保税は、税の中でも最も負担の重い、問題の多い税だと思います。とりわけ今日のような回復の見通しもない不況の中で、国民生活は厳しさを増し、重い税負担に苦しんでいる人たちがふえています。

保険料を払えずに、資格証明書の発行になった世帯が全国的に増大しています。資格証明書の発行となった人が医療機関にかかれば、医療費は全額窓口で支払わなければならないので、ぐあいが悪くとも医者に行くのを我慢したり、治療を中断して病気を悪化させたり、手遅れで命をなくす人が出てくるなど、大きな社会問題となっています。

中でも、資格証明書の発行されている世帯に乳幼児や小・中学生の子どもがいて、医療を必要としてもかかれない、また修学旅行に行くのに学校から保険証を持ってくるように言われても、資格証明書の家庭の子どもは持っていけず恥ずかしい思いをしている、こんな状態が浮き彫りになり、子どものいる世帯への資格証明書の発行はすべきでないという世論に押され、厚生労働省も調査に乗り出しました。

その結果、全国的には33万742世帯に資格証明書が発行され、その中には3万2,903名の子どもがいることが明らかになりました。親の事情がどうであれ、子どもが健やかに成長することは保障されなければならない、行政もその責任を負うことは当然のことです。

厚生労働省は、都道府県に対し、資格証明書が発行された家庭に子どもがいる場合はよく事情を調査し、機械的に資格証明書を発行するのではなく、短期医療証などで対応するようにという通達を各都道府県あてに出していると聞いています。

平成20年9月15日現在の厚生労働省の調査資料によれば、寒河江市の滞納世帯は472世帯で、資格証明書が発行されている家庭は116世帯、そのうち子どものいる世帯は10世帯で13人の子どもがいるとなっています。厚生労働省の通達は、県を通して寒河江市にも来ていると思いますが、子どものいる世帯への対応はどのようになっているのかお伺いをし、第1問といたします。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午前11時といたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前11時00分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤議員。

佐藤暘子議員 答弁に先立ちまして、先ほどの質問の中で、ちょっと訂正をさせていただきたいと思
います。

第1問の質問の中で、実質公債費比率、平成19年度の実質公債費比率を23.3%と申しましたが、こ
れは19.4%の誤りでございます。また、長井市に次ぐ3番目としましたのは、これは4番目でござ
いまして、経常収支比率、これも98.1%でございます。訂正をしておわびをいたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

佐藤市政が終わろうとしている今日、その24年間で振り返ってどう総括するのかと。特に、市民と
のかかわりの中で、現実的なまちづくりと将来のまちづくりに向けて、どう市民に対処し、諸施策を
実行してきたかとの質問と受けとめて答弁いたします。

申しあげるのもおこがましいと思いますが、佐藤市政という一つの時代は終わりを告げます。佐藤
市政は一つのタイプをつくり出し、以前の寒河江を大きく変えたことは否定できないと思います。

市長と市民が挙げて一体となり、市をつくりあげてきたのであります。それをなし遂げたのは、市
民の大きな意識の変化と活動があったから、市長と市民の信頼関係があればこそであります。市民に
公平に立ち向かい、市民の中に入り込み、対話を重ね誠実な姿勢を貫いたことが市民の共感を得るこ
とができ、市の事業に協力をいただいたものと思っております。

市民に支持され、信頼を保ち得るには、何といたっても市民との約束を守ることであり、これが信頼
関係を保ち得る最低条件であります。

私は約束を果たし、預かった市政をいかに市民に還元するかが私の願いでありました。そして、喜
びをともにすることでございます。喜びをともにするためには、一緒に夢を見ることでございます。
振興計画という夢を追い、実現することの喜びであります。

また、市民と一緒に市のために働くという協働の精神と、活動から得るところの喜びであります。
寒河江型グラウンドワークと言えるものでございます。これらがうねりとなって市民が動き、寒河江
市を動かし、喜びとなって市民一人一人に戻ってきております。

次に、市長と市民の心のつながりがあったこととございます。さくらんぼにこだわり、花・緑・せ
せらぎにこだわり、これを共通の目標として諸種の施策に結びつけ、成就することができた心のつな
がりであります。

さくらんぼの原産地がトルコのギレスン市であるということで、姉妹都市を締結しましたが、その
締結を通して、本市として日本一のさくらんぼの里としての名を高からしめ、市民の夢とロマンをか
き立てていること甚だ大きいものがあるかなと、このように思っております。

市民との心を結ぶため、市民とともに記念すべきものをつくり、一緒に祝うことも大切なことと心
がけてまいりました。大江公入部800年祭、近くは市制施行50周年での市民歌制定、寒河江の緑制定、
二の堰親水公園竣工時におけるところのせせらぎ宣言などであります。

さらに、市民とともに、市民を挙げてともに楽しむことでのまちおこしでございます。神輿の祭典、
花咲かフェアは心をつなげるイベントであり、一つの観光事業としましても成長してきておりま
す。

本市のまちづくりのイメージに沿ったチェリーランド、クアパークなど、楽しむ場所、施設を整備して、本市の発展に大きく貢献しております。

市民生活の向上を図るには、働く場所の確保と所得を高める必要がございます。工業団地の造成、オーダーメイド方式によるところの企業の誘致はそのために大きな役割を果たしてきました。

市民の生活環境を便利にし、快適な営みが行われるためには、都市基盤の整備が欠くことのできないものでございます。駅前中心市街地を初め、何力所かの区画整理、市民の協力体制の伴った道路網の整備、市民の求めるものが整備されてきました。

高速道路やスマートインターチェンジ、交通基盤の整備は、それを利用しているところの諸施設と相乗作用を伴って本市発展に寄与し、市民の生活に潤いと活気を与えて、市民の誇りともなっております。

市民の幸せは、市民が心身ともに健康であるべきと私は心を砕いてまいりました。その名も愛情いっぱいハートフルセンターは、幼児からお年寄りまでの福祉向上に向けて、市民と行政関係団体が一体となって取り組んできております。

市立病院も2度にわたっての改修整備、医療の充実等を通して、市民の健康を守ってきております。

市の将来を担うのは子どもでございます。多くの学校の建設、整備、教育内容の充実により、体位、学力の向上は目覚ましく、保育所、学童保育所の堅実な運営とあわせまして、本市の子どもは母子、児童、家庭、地域と一体となった中で、心血の通う教育、保育を享受しているものと言えます。

花いっぱいのまち、花で飾られたまち、それをつくりあげる市民の活動、それらはすべて美しく、美しいものでございます。市行政と市民が一体となり、市民を巻き込んだ花のまちは他市町村には見られないものでございます。

ふるさと帰郷事業も全市を巻き込んで、各地域での地域の歴史文化を掘り起こした事業が進行中であり、お互いの信頼関係の中にはぐくまれた文化活動は図書館にも、読書活動にも、公民館活動を中心としたコミュニティ活動にもあらわれており、行政と市民、地域の連携感に培われた諸活動は、本市を気品ただようまちに押し上げていると思っております。

この秋、オープンした美術館は、芸術作品の鑑賞、市民の作品表現、展示の場として広く活用されていくものと期待しております。

申しあげてきましたように、市民とともに、自他ともに誇れるすばらしいこの寒河江のまちを育ててこられたことに対しまして、改めてうれしさをかみしめ、温かな心を抱いている幸せを感じているところでございます。

それから、反省とも言うべきことに触れさせていただきたいと思っております。

私は、この24年間、みずから下した決断で実行すべく市政のかじ取りをしてまいりました。当然のことながら、私はこの寒河江を愛し、好きでございます。我がふるさとの持っているよいものを、いかに育てて伸ばしていくかということをお願いして市政に取り組んでまいりました。

これが私に与えられたところの使命であると、愚直なまでにみずから言い聞かせてきましたが、頑固者とも言われていた声も聞こえてきました。信念を曲げずに取り組んでいたことのなせるわざと、御寛恕いただきたいと思っております。

私のやってきたことに賛成をしてもらえないものもあったことも事実でございますし、意見の違う問題もありました。それらも市民の声としまして受けとめてきたところであります。しかし、考え方

の相違もあり、受け入れがたいものもありまして、市の施策として反映できなかったものもありました。御理解をいただきたいと思っております。

私なりの判断と決断でやってきたことであり、その結果、責任は私に帰すべきものであります。これまた長い目で見ていただければと思っておりますのでございます。

次に、国保税滞納者への対応についての御質問がございました。お答えいたします。

国民健康保険税につきましては、税の未納者、いわゆる滞納者に対して、督促状の送付、電話や文書での催告のほか、年2回の特別強化週間を設定し、夜間や休日の納税相談、それから訪問指導等を積極的に実施してきているところでございます。

資格証明書の発行につきましては、1年以上の滞納者で、弁明の機会の通知を差し上げたにもかかわらず、何の連絡もなく納税相談や納税指導にも応じず、また、納付の約束をしてもこれを履行しないなど、全く誠意が見られない滞納者に対して交付しております。

県内の他の市町村と比較いたしまして、資格証明書の発行数が多いのはなぜかという質問もありましたが、滞納措置については、国民健康保険税滞納者に係る措置要綱に基づきまして、滞納措置審査委員会において審査し、決定しております。

滞納者に対しましては、弁明の機会を設けており、特別の事情があると認められる方には資格証明書を発行することはありません。本市では近年、特別の事情がないにもかかわらず、弁明もせず、納税相談にも応じず、長期に滞納が続いている傾向があり、そのために資格証明書発行が多くなっているものと思っております。特別の事情がなく、滞納が続く場合は、被保険者の負担の公平を図る観点から、資格証明書の発行はやむを得ないものと考えております。

次に、子どものいる世帯に対するところの資格証明書発行の質問がありました。本市では、乳幼児医療制度に該当する就学前児童がいる世帯には資格証明書は発行しておりませんが、義務教育課程の子どもがいる世帯、10世帯、先ほども話ございましたけれども、10世帯、子どもの人数は小学生が9名、中学生が4名でございますが、それらに対しましては、資格証明書を交付しております。

子どものいる滞納世帯に対する資格証明書の留意点としまして、御案内のように平成20年、ことしの10月30日付で、厚生労働省の保険局国民健康保険課長からの通知が出されております。

原則的には、これまで本市がとってきた措置と変わりはありませんが、この通知では家庭訪問等により、実情把握に努めることとされておりますので、通知の趣旨を踏まえたところのきめ細かな対応をしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 第1問にお答えいただきましてありがとうございます。

市長の政治姿勢については、市長は24年間、市長の信念のもとに寒河江市政を担当してこられたというふうに思います。今も大変24年に対して自信と誇りのある御答弁をなされました。

私の申しあげたのは、表面には出てこない、声にならない市民の声を取りあげて意見を申しあげ、また、私自身も市民の立場に立った信念を貫いたことを申しあげた次第です。このことについては、私はこれ以上のことは申しあげません。

それから、国保の資格証明書の発行についてですけれども、寒河江市の場合は、乳幼児医療を受けておられる家庭に対しては出していないと。しかし、小・中学生の子どもがいる家庭であっても滞納

をしている、資格証明書を出している家庭、滞納している家庭で、1年以上の滞納を続けている家庭に対して、何らの弁明もせずに、市の呼び出しにも応じないと、そういう家庭に対しては資格証明書を出しているというようなことだったというふうに思いますけれども、子どもの場合は、やはり親の事情に関係なく病気になったり、あるいは医者にかからなければならないという状態が出てくるというふうに思います。ですから、子どもに関しては、やはり特別な配慮をすべきだというふうに思っております。

山形県には35の市町村、それから1広域連合がありますけれども、15の市町では子どものいる世帯への資格証明書は出していないんですね。ですから、寒河江市の方でもさまざま事情聴取をしながらということでありまして、子どもが病気になって病院に行かなければならないというのは、市役所の窓口に来て相談をする以前に、もう医者に行かなければならないという事情があるわけです。

ですから、そういうところに手間取って医者に行くのが手遅れになったとか、そういうことがないように、やはりそういう子どものいる家庭に対しての資格証明書の発行をしない、あるいは子どもだけでも資格証明書を出さないという考え方があるのではないかとこのように思います。

今、保険証は個人個人に来ているわけですので、子どものいるところに対しては、子どもの保険証だけは発行するというような考え方もできるのではないかとこのように思いますけれども、その点についてお伺いをしたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 子どもを持っているから、これは別格にせよと、簡単に言えばそういう御意見かなと思いますけれども、先ほど申しあげたように、乳児のいるところに対しましては交付はしますけれども、子どものいる世帯に対しましては資格証明書を発行すると、こういう考え方でございまして、なぜかといいますと、先ほどるる申しあげましたようなことからの手続なり、あるいは相談をやっておるにもかかわらず、それに応じてもらえないというようなこととございまして、そのようにさせているところでございます。

議員のおっしゃる病気というものは突然にやってくるということから、資格証明書では困るんだと、こういう御意見だろうと思いますが、これからはいろいろ教育委員会とか、あるいは学校とか、それらとの連携をしながら、児童の健康状態というものを十分把握しながらまいりたいと、このように思っておりますし、短期証明書の発行とか、場合によっては短期証明書の発行ということもございまして、それぞれの具体的な事例に従って、適切な対応というものもできる限りとってまいりたいと、このように思っております。でも、すべて資格証明書の発行はだめだと、こういうことにはとることができないと、このように思っております。

伊藤忠男議長 健康福祉課長。

秋場 元健康福祉課長 資格証明書の発行については、今市長が申しあげたようなこととございまして、子どもにだけ資格証明書でなく短期証の発行をできるのではないかとこのように御質問がございましたが、これは国民健康保険法によってできないことになっておりますので、それは無理な話とございまして。

また、市長からも答弁ありましたが、乳幼児医療制度に該当するような世帯については、最初から資格証明書の発行については除外しているというようなことで一定の配慮はしているわけとございまして、今回の国からの通知とございまして、緊急的な対応としまして、子どもが医療を受ける必要が生じまして、その際、医療費の一時払いが困難であるというような申し出があった場合につい

ては、保険証を出すというような通知でございますけれども、その件については、寒河江市では以前からそのような対応をしているところでございます。

以上です。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 滞納世帯に対しては、呼び出しをしたり、さまざまな対応をしても応じない家庭に対しては資格証明書を出していると、子どものいる家庭に対しても資格証明書を出しているというふうなことだったわけですがけれども、子どもの親の事情と子どもというのは関係ないんですね。

資格証明書、親が保険料を払わなくて資格証明書になったと。だから、それは親が悪いんだから、子どもが病気になってもやはり資格証明書しか出せないんだというようなことになれば、それは児童福祉法にも反することになりますし、子どもは親、または行政で健康に健やかに育つように保障しなければならぬというのが児童福祉法にもあるというふうに思います。

ですから、親がそういう状態で資格証明書になったということがあったとしても、やはり行政としては子どもの健康、そして健やかに成長する権利というものは保障しなければならぬというふうに私は思います。

厚生労働省の方でも、そういう事例がたくさんあったので、今回は何とか資格証明書を出されている子どもであっても、病気に際して保険証がないということがないように、短期医療証でも対応しなさいというような通達が来ているんだと思います。

今、健康保険法にはそういうのがないから出さないというふうなことをおっしゃいましたけれども、他の市町村では出しているところが15市町村もあるわけですね。ですから、それはただ法律にないからだめなんだという四角四面な考え方ではなくて、やはりその事情をさまざま考え、そして、事情も聞きながら、子どもが医療を受けられないというようなことがないようにすべきだというふうに思います。

そういう点では、やはり各自治体の考え方というものが非常に大きくかかわってくるというふうに思いますので、他の市町村がどのようなことでそういうことができるのかということも研究していただいて、ぜひ対応していただきたいというふうに思います。

資格証明書を発行しているのは、特別な事情がないにもかかわらず、保険料を納めない、保険料が滞納していると、こういうふうな家庭に対して資格証明書を出しているというふうなことでありますけれども、この特別な理由といいますのは、非常に制限されているというふうに思うんです。

例えば企業が倒産したとか、または首になって仕事がなくなったとか、または重い病気にかかって働けなくなったとか、そういう特別な事情でありまして、このような経済的に不況の中で収入が減った、生活するのがもう精いっぱいだと、そういうために保険料が納められなくなっている家庭の方が実は多いのではないかとこのように私は思います。

ですから、そのような状態で保険料が納められないというのであれば、やはり保険料を減額する、あるいは国、それは、一つは国の問題もあるというふうに思います。国がこれまでの補助率を下げていったと、そういうことも大きな問題だというふうに思います。

ですから、その点では、やはり自治体独自がそういう納められない状態の人をつくらぬということと同時に、国に対してももっと補助率を上げるような、そういう働きかけもしていかなければならぬのではないかとこのように考えますけれども、その点について市長に見解をお伺いいたします。

これで3問ですよ、はい、わかりました。それでお願いします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 そもそも、国保制度というものを考え直していただかなくてはならないのではなからうかなと、こう思っております。みんなのお金で国保事業を形成しております、運営しているわけですから、その中で滞納なさっている、いろいろこちらが行政として相談に応じてくださいとか、あるいはどういうお気持ちですかと、いろいろ話しかけをしましてもそれにも応じなくていると、そういうことになりますと、そもそも国保事業に対しての本質というものを見過ごしておるといいますか、御理解が全然ないのではなからうかなと。

ですから、やっぱりこれは親が、まず第一義的には責任を負って対応してもらわなくてはならない、それが子どもにも覆いかぶさってくるわけですから、まず親の責任はどうあろうとも子どもに対して資格証明書の発行は取りやめろというような御意見というのは、直ちには私ののどは通ってこない、私は思っております。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 国保問題というのは、非常に大変な問題を含んでいることがたくさんあるというふうに思います。ですから、寒河江市では大変努力をされて、収納率の向上のためにさまざまな訪問をしたり、文書での通告、あるいは電話をかけて納税を促したりというようなことをされていることは十分わかっております。

ですけれども、納められない人がいるということは、市長がおっしゃいましたけれども、納税に対する意識が薄いのではないかとということもあと思います。事実国保の場合なんかでは、おれは医者にかからないから国保料を納めないというような身勝手な方もいることは事実だと思えます。

しかしながら、滞納している大半の方というのは、一生懸命働いて生活をして、それでも国保料が高くて払えないという方がたくさんいらっしゃると思うんです。そういう点では、やはり寒河江市独自の減免制度を設けていくとか、また、国に対しては要望していくとか、そういうことも必要になってくるのだろうというふうに思います。

これ以上は申しあげませんけれども、ぜひ今後そういうところで努力をしていただきたいというふうに思います。

また、佐藤市長には、24年間の政務大変御苦労さまでした。これからはゆっくりと健康に気をつけて、残夢を味わっていただきたいというふうに思います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

石山 忠議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号 5 番について、2 番石山 忠議員。

〔 2 番 石山 忠議員 登壇 〕

石山 忠議員 佐藤市長におかれましては、6 期 24 年間にわたり市勢の発展のため取り組まれてこられましたことに対し、感謝申し上げますとともに、今後豊かな時間を過ごされますよう御祈念申し上げます。

通告番号 5 番、平成 21 年度に向けて、厳しい経済情勢の中での平成 21 年度の財政見通しについて、継続的事業への考え方について、お伺いいたします。

まず最初に、厳しい経済情勢の中での平成 21 年度の財政見通しについて伺います。

アメリカの大手証券であるリーマン・ブラザーズが 9 月 15 日に破綻しました。その波はとてつもなく大きく、世界の金融市場は 100 年に一度と言われる世界的な金融危機と景気の失速を招き、我が国の経済も GDP 国内総生産 2 期連続のマイナス成長となり、政府も景気の後退局面を迎えたことを認めました。

2008 年 9 月の中間連結決算においても、上場企業全体で減益となる見通しで、猛烈な逆風が吹き荒れています。この影響をまともに受け、深刻な経営環境にさらされるのは中小企業にほかなりません。

これまでの投機マネーの暴走は、原油や食糧価格の高騰をもたらしましたが、さらに、原材料の高騰に金融危機が重なり、企業にとっては今後一層深刻な状況になることが予想されます。株安、円高により、世界経済が減速し、輸出が落ち込んでいることも中小企業経営者にとってマイナスの拍車がかげられることとなります。

県内においても同様に、日本銀行山形事務所がまとめた 11 月の県内金融経済概況によると、「後退局面に入ったと見られる」と前月から判断を下方修正し、6 年 5 カ月ぶりに悪化傾向に転じる判断を示した。個人消費や公共投資の低迷に加えて、生産動向で調整局面入りしたことが大きな判断材料になった。2002 年 6 月以来の悪化傾向にあるとの判断で、生産動向を見ると、パソコンや半導体電子部品の需要減、アメリカへの自動車部品関連の輸出減少などの影響で、全国的に生産が頭打ちとなり、県内にも波及する見通しとしている。

個人消費は、9 月の百貨店やスーパーの売上高は 6 カ月連続で前年比減、10 月の新車登録台数も 3 カ月連続の前年割れとなった。公共投資は予算面の制約で投資の基調は引き続き弱いと見る。雇用動向について、「求人数の減少だけでなく、求職者数が徐々にふえている点も失業者の動向を見る上で注視すべきとしている」との新聞報道がなされています。

このような厳しい状況は、当市においても避けることはできず、企業の冷え込みや倒産、雇用者報酬の減少に加えて、業績悪化を理由にした内定の取り消しや採用数の絞り込みなど、有効求人倍率のダウン、さらに、燃料や資材価格の高騰による農業への影響、特にさくらんぼ観光果樹園の県外からの来園者数が、ガソリン価格の高騰でマイカー客が減り、6 月の岩手・宮城内陸地震の影響もあって、県内最多 300 カ所の観光農園を誇る本市では、前年比 13.8% 減と大きく落ち込むなど、基幹産業にもマイナスの現象が出ました。

このような景気の悪化や業績不振の状況から、平成21年度における個人・法人市民税への影響は大変大きいと予想されます。先週末からワシントンで開かれた20カ国地域の金融サミットでは、各国が適切な金融政策や財政による内需刺激など、あらゆる政策を駆使して危機に対応する方針で合意しましたが、これまで政府の景気対策は、原油高に対応する総事業規模11兆7,000億円の総合経済対策を8月に決定し、中小企業の資金繰り支援や農業の強化、学校耐震化などを盛り込んだものの、アメリカの大手証券リーマン・ブラザーズの経営破綻をきっかけに、アメリカ発の金融危機が深刻化し、株価の暴落やアメリカへの輸出の落ち込みなど、实体经济の冷え込みが深刻化してきたため、10月30日に追加対策を決定しましたが、その後における動きは鈍く、平成21年度予算編成に取り組むに当たって大変困難な状況にあると理解しております。

そこでお伺いをいたします。このような厳しい不透明な状況下であります、平成21年度の財政見通しについてお伺いいたします。

次に、平成21年度予算の編成の方針についてお伺いをいたします。

続いて、継続的事業への考え方についてお伺いいたします。

「歴史と文化の織りなす 気品ただよう美しい都市(まち) 寒河江」を将来都市像として掲げた第5次振興計画は、その計画を推進しつつ3年目を終えようとしています。

財政の健全化に努めるとともに、都市基盤の整備や教育文化環境の充実など、地域社会の活性化、将来の発展に向けた振興計画は、市民とともに作りあげた本市の最も基本となる計画であることから、佐藤市長が御勇退を表明なされましたが、次の点についてお伺いいたします。

木の下土地区画整理事業、寒河江ほなみ団地事業や、最上川寒河江緑地整備事業、陵西中学校の大規模改修工事、公共施設の耐震化対策などのハードな事業とともに、歴史文化ふるさと回帰事業や、人材育成、子育て支援、市立病院経営改革プランの実行など、いわば継続しなければならない事業が数多くありますが、これらの継続的事業についてのお考えをお伺いし、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

今議員がおっしゃられましたように、我が国の経済は、アメリカのサブプライムローン問題に端を発した世界経済の成長鈍化と世界的な資源、食糧価格の高騰といったマイナスの影響を正面から受けておりまして、厳しい局面に立たされておることは御承知なわけでございます。

先行きにつきましても、当面世界経済が減速する中で、下向きの動きが続くものと見られます。加えてアメリカ、それからヨーロッパにおけるところの金融危機の深刻化や景気の一層の下振れ懸念、そして株式為替市場の大幅な変動などから、景気の状態がさらに厳しいものとなるリスクが存在していると思っております。

さらに、内閣府が17日に発表した08年7月から9月の国内総生産GDP速報によりますと、2四半期連続のマイナス成長となるなど、景気が後退局面にあることを示すものとなっております。

このような現下の経済状況からいたしまして、平成20年度の国の法人税も大幅に減少することが確実な情勢となっております。さらに、地方公共団体におきまして、総務省では都道府県の税収は法人2税、いわゆる法人住民税と法人事業税なわけですけれども、を中心に全国的に落ち込むものを見ておるわけでございます。世界的な経済不安の余波というものは、地方公共団体の財政にも及んで

いるわけでございます。

このような状況でございますから、本市においてもこれは例外ではございません。平成20年度の法人市民税は、製造業を中心に大きく落ち込んでおりまして、今後の推移を見守る必要があるものの、当初予算を1億円程度下回るのではないかと考えておるところでございます。

御質問の平成21年度の財政見通しでございますが、歳入面におきましては、今申しあげましたように、法人市民税は引き続き減少すると見込まれ、加えて平成21年度には固定資産税の評価がえによる税収も見込まれるわけでございまして、市税収入は大幅な減収となる見込みでございます。

また、地方交付税におきましても、国の概算要求時の仮試算では、平成20年度対比ではマイナス3.9%となっております。税収減を見込んで試算しましても、今年度の総額を下回ると予想しているところでございます。このような状況から、平成21年度の歳入は、一般財源ベースで約5億円程度減少すると見込んでおるところでございます。

一方、歳出面においては、行財政改革大綱に基づくとところの改革を積極的に推進して、徹底した経常経費の削減に努めるとともに、増大した公債費負担の減少にも積極的に取り組んだ結果、公債費は今後減少していく見込みとなっております。

しかしながら、医療、介護を中心としたところの社会保障費関係の負担が年々増え続ける中で、平成21年度の財政見通しは歳入歳出両面にわたって厳しいものと考えているところでございます。

こうした状況での平成21年度の予算編成方針でございますが、このような財政状況にある中におきましても、第5次振興計画の目標とするところの将来都市像、「歴史と文化の織りなす 気品ただよう美しい都市(まち) 寒河江」の具現化を推進する必要があり、その実現のためにも、行財政改革大綱を踏まえたすべての分野における聖域なき改革を継続して、持続可能な財政運営に努めなければならないと思っております。

そのため、予算要求に当たりましては、平成21年度の財政見通しを踏まえて、一般財源の枠配分を設定いたしまして、予算編成を行うことにしたところでございます。

なお、この予算編成方針につきましては、現段階での予算編成方針でありまして、新市長就任後ににおいて編成方針の変更があり得ることも各課に周知したところでございます。

いずれにいたしましても、平成21年度の予算編成に当たりましては、例年年末ごろに国から示される地方財政対策の動向というものが大きなポイントになりますので、その状況を踏まえた上で予算編成を行っていくことになると思っております。

次に、平成21年度に向けての継続事業への考え方についての御質問がございました。

御案内のように、本市におきましては、平成18年3月に「歴史と文化の織りなす 気品ただよう美しい都市(まち) 寒河江」を将来都市像とする、第5次振興計画を策定し、その基本構想、基本計画に基づき3カ年間の実施計画を策定し、具体的な事業を実施しているところでございます。

実施計画の策定に際しましては、現下の地方自治体を取り巻く厳しい財政状況の中、実施する事業については厳選に厳選を重ねて、市民が待ち望むところの優先度の高い事業を計上しているところでございます。その中には、これまで事業を継続し、まだ完了していない事業や、それから、着手したばかりの事業など、継続中の事業が当然にあるわけでございます。

御質問は、継続となっている事業についてどのように考えているのかということでございますが、市長が交代する場合は、地方自治法及び地方自治法施行令の規定によりまして、事務引き継ぎを

行うことになっておりまして、事務引き継ぎに際しまして、処分未了や未着手の事項については、処理の順序と方法、さらには、これに対する意見を記載しなければならないとされております。

今申しあげましたように、現在継続となっている事業は、市民の強い要望があるところの優先度の高い事業ばかりであり、議会でも審議され予算化されているところでもありますので、これらの事業について、新市長に対し自治法にのっとり引き継ぎを行ってまいりたいと思っております。

以上です。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後 1 時といたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 3 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

石山議員。

石山 忠議員 御答弁ありがとうございました。

第 2 問に入らせていただきますが、厳しい状況については、連日メディアによって報道され、世界全体が落ち込み、危機的な状況は現時点では好転材料を見つけるのが難しいとしています。

先日の山形新聞の社説の中でも、GDP 国内総生産の実質成長率が連続でマイナスになった。政府は追加経済対策を決定、柱の 2 兆円の定額給付金の扱いでもたつき、対応がすっかり後手に回っている。米国、欧州の経済がサブプライム住宅ローン問題で大きな傷を負い、個人消費などに悪影響を与えている。日銀の経済物価情勢の展望は、景気が想定以上に悪化するおそれがあるとし、回復時期は従来予想よりも大幅におくれ、2009 年度半ば以降になるとの見通し、企業の決算ではトヨタショックが株式市場を直撃、トヨタでさえと悲観論が一気に広がった。

消費者心理も冷え込み、購買意欲は一段と低迷している。雇用面にも悪影響を及ぼし、季節や臨時従業員の募集停止、来春卒業予定者の内定取り消しなど、環境の悪化が顕在化してきた。本県など地方はより深刻で、県内の地銀 3 行の連結中間決算は、前年同期を大きく下回った。政府や地方自治体も独自の対策をスピーディーに進めなければならない。自治体も可能な限り住民の生活支援策を講じるべきであると結んでいます。

市としても、中小企業対策として商工業資金融資円滑化事業など、補正予算を御提案され、一定の取り組みを進めていますが、政府の動向もあって、まだまだ十分とは言えません。民間企業に勤務する 80% 以上の方が景気悪化を実感しているというアンケート結果もあり、来年度以降の財政見通しは大変困難かとは思いますが。

このような状況の中での平成 21 年度予算編成においても、先ほど御答弁がありましたように、地方交付税で前年比、平成 20 年度比で 3.9% の減、それから法人市民税及び評価がえによる固定資産税の減など、予算総額も今年度と比較して 5 億円程度の減となるという、大幅な歳入減が予想されており、義務的、経常的経費まで切り込んだ行財政改革を進めてきた中で、これ以上の手だてを立てることは厳しいことだとは思いますが、市民生活の安定のため、市民とともに職員の英知を結集して、この難局を乗り越ってほしいものだと思います。

継続的事业についても同様に厳しい状況下にありますが、市の基本方針、将来計画はしっかり立てられているわけですから、情勢をしっかりとつかみ、市民生活の向上のため、事業推進に努めていただ

きますことを願い、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

散 会 午後 1 時 0 4 分

伊藤忠男議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。